

明治学院大学受託研究等受入規程

2013年4月17日	大学評議会	承認
2013年5月10日	常務理事会	承認
2018年4月13日	常務理事会	承認
2024年3月15日	常務理事会	承認

(目的)

第1条 この規程は、明治学院大学が受入れる経費を伴う受託研究等の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究等」とは次の各号をいう。

- (1) 受託研究 本学が、本学以外の者から委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するもの
- (2) 研究助成 本学が、本学以外の者から研究助成を受けて行う研究で、これに要する経費を研究助成団体が交付するもの。ただし、文部科学省が所管する科学研究費助成事業については、別途定める。
- (3) 共同研究 本学が本学以外の外部者（以下、「共同研究者」という）と、共通の課題について共同または分担して行う研究

2 この規程において「研究責任者」とは、受託研究等の遂行に関して最も責任をもつ研究者をいう。

3 この規程において「部局」とは、各学部（教養教育センターを含む）、各研究科、キリスト教研究所、国際平和研究所、情報科学融合領域センターのうち、研究責任者が所属し、研究を受入れる部門をいう。

4 この規程において「部局長」とは、前項の部局長の長をいう。

5 この規程において「委託者等」とは、受託研究等の委託者、研究助成団体および共同研究者をいう。

6 この規程において「研究費」とは、次の各号をいう。

- (1) 直接経費 旅費・備品費・消耗品費・謝金等、研究を遂行するのに直接必要となる経費
- (2) 間接経費 国等（国家機関、独立行政法人、地方公共団体など）が資金を配分する競争的研究資金などにおいて、直接経費のほかに本学に対して「間接経費」として配分される経費。用途については、資金を配分する国等の定めに基づき、別に定める。
- (3) 一般管理費（オーバーヘッド） 直接経費のほかに、本学が事務局の研究環境の整備・改善・運用等のために使用する経費。用途については、本学の定めるところによる。

(受入れの原則)

第3条 受託研究等は、本規程の定めるところにより受入れるものとする。ただし、本学の教育研究に支障を生じるおそれのある場合はこの限りではない。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるものとし、原則として契約書等に記載する。

- (1) 研究課題、研究目的、研究の内容、研究期間、研究代表者、その他研究の遂行に必要な事項について取り決める。
- (2) 本学が受入れる研究費については、金額・入金方法・入金の期日を定め、委託者等は定められた期日までに入金する。
- (3) 原則として、本学は入金された研究費を返還しない。
- (4) 本学が受入れた研究費によって取得した設備・備品等については、本学に帰属する。ただし、資金を配分する国等に定めのある場合はそれに従うものとする。
- (5) 受託研究による研究を行うため委託を受けた物品等に、本学の故意または重大な過失なく損害が生じた場合には、本学はその責を負わないものとする。
- (6) 研究成果による知的財産権等の取り扱いについて取り決めを行う。
- (7) 本学が研究の契約解除を行う場合の条件を定める。
- (8) 天災その他やむを得ない事由がある場合、委託者等と本学が協議のうえ、受託研究による研究を中止または延長することができる。この場合、使用しない研究費については、必要に応じて両者協議のうえ、精算することができる。
- (9) 前号の、やむを得ない事由による受託研究による研究の中止または延長によって委託者等に損害が生じた場合には、本学は責を負わないものとする。
- (10) 委託者等が責務を履行しないものと認められたときに、本学がとった措置によって損害が生じた場合には、本学は責を負わないものとする。
- (11) 委託者等と本学は、受託研究の遂行に必要な資料、情報を相互に開示する。
- (12) 委託者等と本学は、前号により相手方から開示される資料、情報の扱いに関し、秘密保持に関する取り決めを行う。

(13) 受託研究による研究成果については、公表できる。ただし、公表の時期・方法については、当該委託者等と協議のうえ、定めることができる。

(14) 委託者等または本学は、自己の研究者が、相手方の設備等を使用するとき、相手方の指示および規程に従うために必要な措置をとらなければならない。

(15) 委託者等が国等もしくは他大学である場合、または当該受託研究が国等からの再委託である場合には、前各号で定める各条件の一部を付さないこととするか別途定めることができる。

2 研究助成の受入れの条件は、研究助成団体の定める取扱要領等に基づくものとする。

3 共同研究の受入れの条件は、共同研究者との協議のうえ、本条第1項または第2項の取り扱いに準ずる。

4 前各項に定めることのほか、必要に応じ委託者等と本学で協議のうえ、別途定めることができる。

(研究費の支出)

第5条 原則として、研究費入金前に研究費の支出を開始することはできない。ただし、委託者等が国等の場合は、内示・内定・採択通知または内示・内定・採択通知相当の文書等に基づき、本学の立替により行うことができる。また、やむを得ない事情がある場合には、研究責任者の申請に基づき、理事長の判断により、支出を行うことができる。

(間接経費)

第6条 本学が受入れる研究費のうち、間接経費は、資金を配分する国等の定めに従う。資金を配分する国等に定めのない場合、または交渉によって定める場合は、直接経費に対して30%とする。

(一般管理費)

第7条 本学が受入れる研究費のうち、一般管理費は研究費総額の10%とする。ただし、委託者等が国等であり、一般管理費の扱いに定めのある場合は、それに従う。また、特段の事情があり、やむを得ないと理事長が判断する場合は、別途取り扱いを定めることができる。

(研究責任者)

第8条 研究責任者は、本学の研究活動を行うことを職務に含む専任教員とする。ただし、次の各号に定める者については、研究責任者となることができる。

(1) 明治学院大学研究員規程に基づき任用された研究員

(2) 日本学術振興会「特別研究員－DC」に採用された大学院生のうち、所属する研究科の研究科委員長に受託研究等への応募または参画を認められた者

2 研究責任者は、本規程ならびに契約書に定められた事項に基づき、誠実に研究を遂行しなければならない。

(応募の手続き)

第9条 第2条に基づく受託研究を受入れる研究責任者、または研究助成の受入れを希望する研究責任者は、所定の申請方式により、部局長の許可を得て、学長へ申請を行うものとする。

2 共同研究においては、共同研究者との協議により、受入れを希望する研究責任者は、前項の申請を行う。

(受入れの手続き)

第10条 研究責任者は、前条で応募した受託研究等について、採否結果を学長に報告する。ただし、委託者等が国等の場合は、内示・内定・採択通知または内示・内定・採択通知相当の文書等によって報告とみなすことができる。

(報告)

第11条 学長は、前条により受入れた受託研究等について、理事長へ報告する。

2 前条により受入れが認められた受託研究等について、事務局は委託者等へ報告するものとする。

(契約)

第12条 理事長は第10条により受入れが認められた受託研究について、委託者と契約を締結するものとする。

2 共同研究については、共同研究者との協議のうえ、必要に応じて、前項に準ずる。

(経理)

第13条 研究費の経理は、受託研究においては本学経理諸規程の定めるところによる。ただし、委託者に別途定める要領等がある場合は、それに基づくものとする。

2 研究助成および共同研究にあつては、別途定める要領等に基づくものとする。

(中止または延長)

第14条 研究責任者は、研究を中止または研究期間を延長する必要がある場合は、ただちに学長へその旨を報告し、指示を受けるものとする。

2 学長は、前項の報告により、やむを得ないと認めるときは、委託者等と協議のうえ、当該研究の中止または研究期間の延長を決定する。

(研究状況報告)

第15条 研究責任者は、学長の求めがあるときは、すみやかに研究状況について報告しなければならない。

(不正防止)

第16条 研究責任者は、その研究の遂行においては、明治学院大学研究倫理基準に則って不正行為の防止に努め、社会的説明責任を果たさなければならない。

(事務局)

第17条 この規程に関する事務は、総務部研究支援課が担当する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この規程は、2013年5月10日から施行する。
- 2 この規程は、2018年4月13日から施行する。(第8条 特別研究員の追加, 第17条 事務所管課の変更, 一部語句の修正)
- 3 この規程は、2024年4月1日から施行する。(第2条第3項 部局の変更)